題名を次のように改める。

独立行政法人地域医療機能推進機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

第一条中「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」を「独立行政法人地域医療機能推進機構」に改める。

○厚生労働省告示第百二十八号

児童福祉法施行令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百二十七号）の施行に伴い、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準及び食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針の一部を改正する告示を次のように定め、児童福祉法施行令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部の施行の日（平成二十六年四月一日）から適用する。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

及び食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針の一部を改正する告示（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の注1中「第24条第1項第2号」を「第24条第2号又は第3号ロ」に改め、同4の注2中「第24条第1項第3号」を「第24条第4号」に改める。

（食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針の一部改正）

第二条　食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二号イ中「及び第三号」を「、第三号ロ又は第四号」に改める。

○厚生労働省告示第百二十九号

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百十一号）の施行に伴い、及び独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第一条第五号の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第五号に規定する厚生労働大臣の定める基準を次のように定め、独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十六年四月一日）から適用する。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第五号に規定する厚生労働大臣の定める基準

独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第五号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

一　当該施設の利用定員が二十人以上であって、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第四項の認可（同法第三十九条第一項に規定する保育所に係る認可に限る。）を得る見込みがあること、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この号において「認定こども園法」という。）第三条第一項若しくは第三項の認定を得る見込みがあること、又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）附則第九条の規定により手続を行うことができることとされた同法の規定による改正後の認定こども園法第十七条第一項の認可を得る見込みがあること。

二　当該施設の利用定員が六人以上十九人以下であって、主として満三歳未満の者に対する保育を行うものであること。

○厚生労働省告示第百三十号

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第五条第二号の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第五号等に規定する厚生労働大臣の定める者（平成十五年厚生労働省告示第三百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

第三号ロ中「第十四号」を「第十三号」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ　一般社団法人日本海員掖済会

○農林水産省告示第四百七十五号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第四条第一項及び第八条第一項の規定に基づき、平成十七年五月二十日農林水産省告示第九百四十四号（野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件）の一部を次のように改正し、同法第四条第五項（同法第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月三十一日　農林水産大臣　林　芳正

表四東宇和の項の次に次のように加える。

糸島	福岡県糸島市

表五筑前あさくらの項の次に次のように加える。

糸島	福岡県糸島市

表九道南の項中「、北斗市」を削り、同表上川の項中「、富良野市、」を「並びに」に改め、「並びに空知郡南富良野町」を削る。

表二十六志布志の項中「志布志市」の下に「及び曽於郡大崎町」を加える。

○農林水産省告示第四百七十六号

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）第二条の規定に基づき、平成二十六事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額として農林水産大臣が定める金額を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十六年三月三十一日　農林水産大臣　林　芳正

農林水産大臣が定める金額　千五百九十七億七千六十九万四千円

官庁報告

官庁事項

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、国家安全保障局に企画官を置く規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　内閣総理大臣　安倍　晋三

国家安全保障局に企画官を置く規則

国家安全保障局に企画官を置く規則の一部を改正する規則

国家安全保障局に企画官を置く規則（平成二十五年十二月二十日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

第一項中「併任の企画官を置くことができる」を「併任の者を除き、企画官八人を置く」に改める。

附　則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　六八〇円（本体　六五〇円）　（配送料別）